

天理市上下水道局公告第 16 号

令和 4 年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和 4 年 6 月 17 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町の一部